はしがき

数年前のことである。友人が脳梗塞で倒れ、上肢、言語、記憶等に障害が残った。彼は退院後、妻とともに選挙に行ったが、自ら記載することができないため、代理記載の方法による投票をするつもりであった。投票所では、妻の同行が許されず、彼は１人、別室に入って行った。しばらくして別室から出てきた彼は、妻の顔を見て涙を流したという。妻は、「結局、思うように投票できなかったようです。私がそばにいれば、彼の意思を読み取ることができたのに」と、言った。それっきり彼は、選挙に行かなくなってしまった。彼の涙の意味するものは、何だったんだろう。投票さえ意のままにならない自分に対する悔し涙なのか、それとも投票管理者の対応が彼を傷つけたのか。

突然障害を持つようになり、想像もしなかったような不自由さに戸惑いながらも、障害のある個人として再出発しようと決意するまでに、人は多くの挫折感や屈辱感を味わう。そのような負の感情を止揚するには、障害の有無にかかわらず、人は個人として尊重されるべきであるという確たる信念と、負の感情を引き起こす外的要因に立ち向かうエネルギーとが求められる。本書で取り上げた小池公夫氏は、まさにこれらを持ち、実践した人である。

声を失ってもなお、住民の声を「代読」という方法を利用して市政に届けたい、という小池氏の熱い思いは、中津川市議会の、異なる者を排除しようとする意識上のバリアに阻まれ続けた。そして４年間１度も一般質問ができないまま、その任期を終えた。しかしそれで闘いをやめてしまえば、障害のある人が個人として尊重されなかったという事実は、いつか風化し、再び場所と形を変えて出現する恐れがある。彼は、自分自身の尊厳と、障害を持つ人々の人権をまもるために、司法の場で闘い続けた。「中津川市における発声障害を持つ議員に対するいじめ損害賠償請求事件」と名付けられたこの裁判は、いつの頃からか、「代読裁判」と呼ばれるようになった。この書は、発声障害を持つ人の、10年間にわたる人権奪還の闘いの記録である。と同時に、今後何年かの時

を経ても、障害を持つ人々とその家族、人権擁護のために活動する団体や研究者が、人権とは何か、を見つめ直す一助となる書であると確信している。

本書は、３部から構成される。第Ⅰ部運動編は、小池氏とその家族を中心に、この闘いを支援し続けてきた人々によって執筆された。実際の支援者は、これをはるかにしのぐ数であるが、紙数の関係から極めて限定された範囲の執筆者となっている。第Ⅱ部理論編は、この裁判を理論的側面から支えてくださった研究者と障害を持つ本人が執筆している。研究者の論稿は、各々の専門的立場から、裁判所に提出していただいた意見書をもとに、時の経過を反映した形で、加筆修正されている。特に「障害を持つ人の権利条約」批准に向けた国内法整備の動きがある中で、意見書執筆当時からみると、最も大きな変動のある部分を担当していただいた川島聡氏、竹下義樹弁護士には、大変なご苦労をおかけし、現状を反映させた内容を盛り込んでいただいた。第Ⅲ部資料編には、10年の闘いの軌跡を時系列にそって記したものと、弁護士会勧告等いくつかの資料を掲載している。他にも10年の闘いにとって、有意味な資料は少なからず存在するが、紙数の関係で、限られたものにならざるを得なかった。

なお本書には、異例の形ではあるが、「はしがき」の前に、小田中聰樹東北大学名誉教授による「代読裁判と私」という一文を掲載させていただいた。先生は、ご自身の体調も万全でない中、圭子夫人のベッドサイドにおいた小机で、この文章を書いて下さったものと拝察している。

そこにも述べられているように、大阪にいる私と中津川の小池氏とを結びつけてくださったのは、仙台にいる小田中先生である。代読による発言の道を断たれ、どうすればよいのか途方に暮れていた時期に、偶々新聞に掲載されていた小田中先生の写真を見て、のり子夫人は、藁にもすがる思いで何十年ぶりかの電話をしたという。お２人からの電話を相次いで受けて以来、私は何度も中津川を訪れ、のり子夫人とは、数え切れないほど電話で話をした。今、そのような日々を振り返りながら、10年の闘いが形になろうとしていることに深い感慨を覚える。

編者を代表して　川﨑　和代